

白石区菊水町内会連絡協議会

《 3 月 定 例 理 事 会 》

日 時 令和5年3月12日(日) 10:00~
会 場 菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

- 1 令和4年度住民組織助成金「単位町内会助成金」の決算報告について 【資料1】
4月14日(金)までに、まちづくりセンターまで提出をお願いいたします。3月31日付けの報告書になりますので、3月31日現在の会長名で報告願います。会長が変更となっている場合は、団体名や所在地が空欄となっている報告書をお使ください。また、「町内会長変更届」も併せて提出をお願いします。
- 2 道町連共済の加入について 【資料2】
共済加入にあたっては、加入者名簿を提出していただくことになります。昨年の加入者名簿で、加入されない方を二重線で消し、新たに加入される方には順番に番号を付してください。すでに共済加入している町内会で、令和5年度も継続して加入を希望する町内会は、4月3日(月)～4月21日(金)までに、まちづくりセンターまで加入手続き(名簿の提出と共催会費一人200円の納入)をお願いします。なお、年度途中の加入手続きはいつでも可能ですが、その場合の共済期間の始期は申込日の翌日からとなります。
- 3 区地域ふれあい・交流事業助成金について 【資料3】
令和5年度の菊水地区への助成金予算額の上限は、282,000円です。令和4年度の計画を参考に令和5年度の計画を3月31日(金)までにまちづくりセンターまで提出願います。
- 4 令和4年度菊連協連町負担金の還付について 【資料4】
支払い済みの令和4年度分連町負担金を別表のとおり全額還付します。
- 5 令和4年度日赤地域活動交付金について 【資料5】
募金実績に応じて、地域活動交付金を別表のとおり配分いたします。
- 6 春の庁内一斉清掃について
春の清掃運動期間は4月9日(日)から5月14日(日)までとなっています。つきましては、春の一斉清掃運動期間に合わせ、菊水地区でも4月16日(日)に実施することでご協力をお願いします。なお、各連町及び単町の都合により、別の日に実施してもかまいません。

収 支 決 算 書

(あて先) 札幌市長 年 月 日
(菊水町内会連絡協議会経由)

報告者	団体名	
	団体所在地	札幌市 区
	代表者氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">会長名を手書き願います。 (※)</div>
(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。		

____年度住民組織助成金「単位町内会助成金」に係る決算について、下記のとおり報告します。

- 記 町内会の支出決算額を記入。
- 1 総支出額 _____ 円
(市助成金を含む町内会事業に係る総支出額。但し、繰越金は除く。)
- 2 収 入 _____ 円

区 分	金 額	摘 要
市 助 成 金	_____ 円	記入済み

- 3 支 出 (市助成金のみ) ※ 飲食に要する経費は本助成金の対象外

区 分	金 額	摘 要
会 議 費	_____ 円	} 市助成金を振り分けて記載。合計と一致させる
事 業 費	_____ 円	
事 務 費	_____ 円	
	_____ 円	
	_____ 円	
	_____ 円	
	_____ 円	
合 計	_____ 円	記入済み

◎ 監査の結果、適正に執行されていることを認めます。

監査役	住 所	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">監査役(1名)の住所と名前を手書き願います。</div>
	氏 名	
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		

※ この様式によりがたいときは、他の様式に代えて提出することができます。

収 支 決 算 書

(あて先) 札幌市長
(菊水町内会連絡協議会経由)

令和5年3月31日

報告者	団体名	
	団体所在地	札幌市白石区菊水
	代表者氏名	(※)
(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。		

令和4年度住民組織助成金「単位町内会助成金」に係る決算について、下記のとおり報告します。

記

- 1 総支出額 _____ 円
(市助成金を含む町内会事業に係る総支出額。但し、繰越金は除く。)
- 2 収入

区 分	金 額	摘 要
市 助 成 金	円	

- 3 支 出 (市助成金のみ) ※ 飲食に要する経費は本助成金の対象外

区 分	金 額	摘 要
会 議 費	円	
事 業 費	円	
事 務 費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

- ◎ 監査の結果、適正に執行されていることを認めます。

監査役	住 所	
	氏 名	(※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		

※ この様式によりがたいときは、他の様式に代えて提出することができます。

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

町内会
会長 印

(会長本人が手書きした場合は、押印不要)

町内会長変更届

令和 年 月 日付けで、町内会会長が
下記のとおり、変更になりましたので変更届を提出いたします。

記

旧会長

住 所 白石区菊水

(フリガナ)

新会長

住 所 白石区菊水

電 話

正会員組織様

一般社団法人
北海道町内会連合会
会長 長谷川敬二令和5年度 北海道町内会連合会共済事業（道町連共済）の新規及び継続加入
申込について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから道町連共済の運営につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年5月25日の総会において、道町連共済の一部改正（案）が承認され、新設「破損事故見舞金」が令和5年4月1日より施行されます。

つきましては、同封の「道町連共済事務手続きの手引き・第二次改正保存版」に、改正後の請求方法を記載しておりますので、貴会管下の町内会・自治会の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

あわせて、道町連共済の加入期間は1カ年度を区切りとしており、令和5年3月31日で期間が満了となります。新年度の加入の手続きは、従来どおりですので、次により手続きをお願いします。

なお、共済パンフレット「道町連共済のご案内2023年改正」につきましては、別便にて単位町内会数分をお送りしますので、単位町内会・自治会の皆様へお渡しくださるようお願いいたします。

記

I. 新年度の加入手続きについて

「道町連共済事務手続きの手引き・第二次改定保存版」の6～7ページをご参照ください。

1. 新規加入の場合（事務手続きの手引6ページ）

(1) 年度初め（4月1日）から加入するには

① 3月末日までに加入手続きを

加入申込書（様式第1号）の日付は4月1日と記入し、お申込みください。

加入者名簿の送付と共済会費の送金は同日をお願いします。

② 共済期間は、4月1日～翌年の3月末日まで

(2) 年度途中の加入は

① いつでも加入手続きを

加入申込書（様式第1号）の日付は申込みをする日と記入し、お申込みください。

加入者名簿の送付と共済会費の送金は同日をお願いします。

② 共済期間は、単位町内会が連合町内会に加入申込みをした翌日から

共済期間は、単位町内会が連合町内会に加入申込みをした翌日からその年度の3月末日までです。

2. 継続加入の場合（事務手続きの手引7ページ）

(1) 次年度も継続して加入する場合は

4月～5月の総会で役員改選する町内会が多いため、継続加入の場合に限り、4月1日にさかのぼって効力が発生する2カ月間の遡及期間を設けています。

① 5月末日までに「新年度の加入手続き」を

継続加入の場合、加入申込書（様式第1号）の日付は4月1日と記入し、5月末日までにお申込みください。加入者名簿の送付と共済会費の送金は同日をお願いします。

② 共済期間は、4月1日～翌年の3月末日まで

継続加入の場合は、5月末日までに「新年度の加入手続き」をすると、4月1日にさかのぼって効力が発生し、4～5月のケガは前年度（令和4年度）の加入者が対象となります。

(2) 新年度の加入手続きが5月末日を過ぎると年度途中扱いに

①加入手続きが5月末日を過ぎると

継続加入で「新年度の加入手続き」が5月末日を過ぎると、4月1日にさかのぼりません。年度途中からの加入扱いとなり、4～5月のケガは対象となりませんのでご注意ください。

②共済期間は、単位町内会が連合町内会に加入申込みをした翌日からになります

共済期間は、単位町内会が連合町内会事務局に加入申込みをした翌日からその年度の3月末日までです。

II. 加入・見舞金請求に関する様式について

1. 加入に関する様式

加入に関する様式は下記のとおりです。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①共済加入申込書【様式第1号】 | ※申込時の押印は必要ありません |
| ②加入者名簿（個人加入用）【様式第2号-1】 | |
| ③加入者名簿（役職加入用）【様式第2号-2】 | |
| ④共済加入者変更届【様式第3号】 | |
| ⑤振込用紙（北海道銀行優先） | |

※本会ホームページ上にワードファイルを用意していますので、ご活用ください。

※パソコンで作成した様式でも対応します。

※加入者名簿の役職加入用（様式第2号-2）は、町内会既存の役職名簿でも対応します。

重 要①複写式の様式は在庫限りで廃止予定です。※加入者名簿（個人・役職）は在庫なし
本会ホームページから様式がダウンロードできない場合は、本会にご相談ください。

②振込用紙（北海道銀行優先）は令和5年度中に廃止予定です。

北海道銀行の都合により、振込用紙が使用不可となります。詳細は改めてご案内いたします。

2. 見舞金請求に関する様式

令和5年4月1日から新設「破損事故見舞金」の施行に伴い、見舞金請求に関する様式を一部変更します。新様式は、同封の「道町連共済事務手続きの手引き・第二次改正保存版」にてご確認ください。

見舞金請求に関する様式は下記のとおりです。

- | | |
|------------------------|----------------|
| ①共済見舞金支給申請書【様式第5号】 | |
| ②事故報告書【様式第6号】 | ※様式に一部変更があります |
| ③診断書（治ゆ証明書）【様式第7号-1、2】 | ※通院が5日以内の場合は不要 |

※見舞金請求は事務手続きの手引18～29ページを確認のうえ手続きしてください。

※必要な書類は手引21ページに記載していますので、様式をコピーして使用願います。

※見舞金請求様式は、本会ホームページにワードファイルを用意しています。

III. 道町連共済事務手続きの手引について

令和5年4月1日から新設「破損事故見舞金」の施行に伴い、新たに「道町連共済事務手続きの手引き・第二次改正保存版」を作成しました。本手引はこれまで同様、保存版として作成しておりますので、引き続き、ご活用ください。

※本手引は、本会ホームページにPDFファイルを用意していますので、ご活用ください。

IV. 道町連共済のご案内について

共済パンフレット「道町連共済のご案内2023年」を1部同封します。別便にて単位町内会数分をお送りしますので、単位町内会・自治会の皆様へお渡しくださるようお願いいたします。

※本共済パンフレットは、本会ホームページにPDFファイルを用意していますので、ご活用ください。

V. お問い合わせ先・送付先

一般社団法人北海道町内会連合会事務局（吉村）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地（かでる2.7）2階

TEL 011-271-3178 FAX 011-271-3956

おかげさまで40年

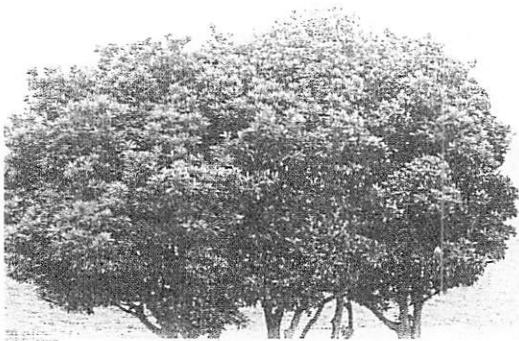
全道の町内会活動を支える

道町連共済のご案内

2023年
改正

「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する『一般社団法人北海道町内会連合会』の会員相互の助けあいの事業です。町内会関係者の長年の願いにより昭和58年にスタートして、令和5年で40周年を経過しました。

北海道町内会連合会に入会する正会員組織、準会員組織に所属する町内会役員や町内会員の皆さんが、ひとり年200円の会費で「道町連共済」に加入いただけます。



道町連共済は、会員相互の助け合い事業として、これまで何度かの改正を重ねて内容の充実を図ってきました。近年、共済加入者が減少傾向にあることからアンケート調査を実施したところ、要望の多かった「損害賠償」について協議を重ねた結果、現行の見舞金に「破損事故見舞金」(令和5年4月1日施行)を新設することとなりました。

1. 共済会費と共済期間



● **共済会費**
ひとり年200円
(年度途中の加入も同額)

● **共済期間**
4月1日から翌年3月末日までの1年間
(年度途中の加入も3月末日まで)



2. 見舞金の内容

令和5年4月1日改正

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする。医師の指示による薬代・補装具代も含む。
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
破損事故見舞金	1万円	共済加入者の町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故。但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除く。
医師等の診断書(治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日(1～5日)以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合。

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。

地区名 菊水 菊水地区の助成金予算額は、279千円です

	1	2	3	4	5	6
事業名	菊水東連合町内会ラジオ体操	菊水東連合町内会子ども盆踊り	菊水西連合町内会親睦パークゴルフ大会	菊水南連合町内会 夏祭り	菊水北連合町内会ラジオ体操	菊水北連合町内会子ども盆踊り
事業の目的	地域住民の健康増進・連帯感の醸成・コミュニティ形成	地域住民の連帯感の醸成・コミュニティ形成	地域住民の健康増進・連帯感の醸成・コミュニティ形成	地域住民の連帯感の醸成とコミュニティ形成	地域住民の健康増進・連帯感の醸成・コミュニティ形成	地域住民の連帯感の醸成・コミュニティ形成
実施時期	令和4年7～8月	令和4年8月	令和4年6月	令和4年8月	令和4年7～8月	令和4年8月
場所	双葉公園（菊水9条3丁目）	四ツ葉公園（菊水6条3丁目）	ユンニの湯、同パークゴルフ場	菊水のぎく公園（菊水1条4丁目）	菊水北公園（菊水7条2丁目）	菊水北公園（菊水7条2丁目）
対象者	菊水東連合町内会地域内住人等	菊水東連合町内会地域内住人等	菊水西連合町内会地域内住人等	菊水南連合町内会地域内住人等	菊水北連合町内会地域内住人等	菊水北連合町内会地域内住人等
参加予定人員	3000	700	50	3,000	1,000	200
対象事業費	45,000円	90,000円	150,000円	500,000円	40,000円	80,000円
助成金充当額	20,000円	35,800円	55,800円	55,800円	15,800円	40,000円
事業内容	菊水東連合町内会役員等の運営により、2名の体操指導員を招いて、双葉公園にてラジオ体操を実施する。	菊水東連合町内会役員等の準備（やぐら組立て・提灯等飾付け等）・運営により、四ツ葉公園にて子ども盆踊りを実施する。	菊水西連合町内会役員等の運営により、ユンニの湯パークゴルフ場にてパークゴルフを実施。終了後、ユンニの湯にて入浴と表彰を兼ねた懇親会を行う。	菊水南連合町内会役員・女性部・有志・地域各種団体等の運営により、菊水のぎく公園にて夏祭りを実施する。	菊水北連合町内会役員等の運営により、菊水北公園にてラジオ体操を実施する。	菊水北連合町内会役員等の準備（やぐら組立て・提灯等飾付け等）・運営により、菊水北公園にて子ども盆踊りを実施する。

8

令和4年度 乙

地区名

	7	8	9	10	11
事業名	菊水上町夏まつり				
事業の目的	祭り事業の取組において、菊水上町全住人の連帯感と親睦を目的とする。				
実施時期	令和4年8月				
場 所	白石公園内（菊水上町2条2丁目）				
対 象 者	菊水上町の全住人				
参加予定人員	2500				
対象事業費	500,000円				
助成金充当額	55,800円				
事業内容	夏祭り実行委員会を立ち上げ、町内会役員・地域団体等の運営により、白石公園にて夏祭りを実施する。				

○ 令和4年度菊連協連町負担金

連町名	住民基本台帳 世帯数 A	負担金算出 世帯数A×0.88×@25	令和4年度負担金
東連町	1,759	1,548×@25	38,700
西連町	4,533	3,989×@25	99,725
南連町	3,170	2,790×@25	69,750
北連町	2,674	2,353×@25	58,825
上町連町	936	824×@25	20,600
合 計	13,072	11,504×@25	287,600

※ 負担金の世帯数は令和3年度の理事会で承認された住民基本台帳の88%とする。

(令和4年1月報告数値)

令和4年度 日赤地域活動交付金

日赤地域活動交付金 34,326 円

連 町 名	募 集 金 実 績	活 動 交 付 金 額
菊水東連合町内会	24,000	1,440
菊水西連合町内会	191,500	11,490
菊水南連合町内会	148,000	8,880
菊水北連合町内会	65,000	3,900
菊水上町連合町内会	111,600	6,696
未加入	0	0
未加入	3,000	180
未加入	29,000	1,740
合 計	572,100	34,326

(1円未満切捨て)

※ 日赤地域活動交付金が交付されました。募集中実績に
 応じて配分いたします。(社資納入実績額×6% ※円未満切り捨て)